楠葉台場跡

大阪府枚方市楠葉中之芝

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）による第Ⅵ座標系を基準とするＳＫ一地点（Ｘ＝マイナス二九一一九三・八九メートル、Ｙ＝一四四一九二・七二メートル）、一地点（Ｘ＝マイナス二九一一四四・二四六メートル、Ｙ＝一九二・四四三メートル）、二地点（Ｘ＝マイナス二九一一九四・二二七メートル、Ｙ＝一八〇・六三メートル）、三地点（Ｘ＝マイナス二九一一七二・五九一メートル、Ｙ＝一六地点（Ｘ＝マイナス二九一一九八・四四メートル、Ｙ＝一七九・八一メートル）、四地点（Ｘ＝マイナス二九一一七四・五九一メートル、Ｙ＝一八〇・一一メートル）、五地点（Ｘ＝マイナス二九一一九八・四四メートル、Ｙ＝一八〇・一一メートル）、六地点（Ｘ＝マイナス二九一一七三・九メートル、Ｙ＝一八〇・三一メートル）、七地点（Ｘ＝マイナス二九一一七四・五九一メートル、Ｙ＝一八〇・一一メートル）、八地点（Ｘ＝マイナス二九一一七四・五九一メートル、Ｙ＝一八〇・一一メートル）、九地点（Ｘ＝マイナス二九一一七四・五九一メートル、Ｙ＝一八〇・一一メートル）、一〇地点（Ｘ＝マイナス二九一一七四・五九一メートル、Ｙ＝一八〇・一一メートル）、境界一一地点（Ｘ＝マイナス二九一一七四・五九一メートル、Ｙ＝一八〇・一一メートル）、境界一二地点（Ｘ＝マイナス二九一一七四・五九一メートル、Ｙ＝一八〇・一一メートル）、境界一三地点（Ｘ＝マイナス二九一一七四・五九一メートル、Ｙ＝一八〇・一一メートル）、境界一四地点（Ｘ＝マイナス二九一一七四・五九一メートル、Ｙ＝一八〇・一一メートル）、境界一五地点（Ｘ＝マイナス二九一一七四・五九一メートル、Ｙ＝一八〇・一一メートル）、境界一六地点（Ｘ＝マイナス二九一一七四・五九一メートル、Ｙ＝一八〇・一一メートル）を順に結ぶ直線によって囲まれる範囲。

備考　地域に関する実測図を滋賀県教育委員会及び彦根市教育委員会に備えて縦覧に供する。